



# 宮 崎 県 公 報

令和5年10月30日(月曜日) 第454号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業の廃止……………(長寿介護課) 1
  - 保安林の指定施業要件の変更……………(自然環境課) 1
  - 鳥獣保護区の更新(10件)……………( “ ) 2
  - 特定猟具使用禁止区域(銃)の指定(4件) ……( “ ) 4
  - 道路の供用の開始……………(道路保全課) 5
- ### 公 告
- 不服申立ての処理状況……………(総務課) 5

頁

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然環境課) 8
  - 地図及び簿冊の認証(13件)……………(農村計画課) 8
  - 公共測量の終了の通知(3件)……………(管理課) 10
  - 落札者等の公告(2件)……………10
- ### 教育長訓令
- 宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………11
- ### 監査委員公告
- 包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表……………11

## 告 示

### 宮崎県告示第 761号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301525	デイサービスなでしこ	宮崎県延岡市土々呂町2丁目566番地	有限会社みやはら介護保険企画	宮崎県延岡市浜町5110番地1	令和5年9月30日	通所介護

### 宮崎県告示第 762号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市(次の

図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び関係農林振興局並びに宮崎市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 763号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第 638号で指定した東延岡鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称  
東延岡鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

延岡市稲葉崎町に所在する県道稲葉崎平原線とJR日豊本線との交点（踏切）を起点とし、同所より同県道を東に進み、国道10号線及び市道無鹿川島線との交点に至り、同所より同市道を東に進み、国道388号線に至り同国道を東に進み、県道浦城東海線との交点に至り、同所より同県道を南東に進み五ヶ瀬川河口左岸に至り、同所より同河川右岸に渡り、同所より海岸線を南に進み沖田川河口左岸に至り、同所より同川河口右岸に渡り、同所より同川右岸を上流に進み井替川河口右岸との交点に至り、同川右岸を上流に進み井替橋南詰に至り、同所より同橋を渡り井替橋北詰に至り、同所より井替川左岸を下流に進み沖田川右岸との交点に至り、同所より同川右岸を上流に進み市道大福良堤防線との交点に至り、同所より同市道を南西に進み市道伊形1号線との交点に至り、同所より同市道を北西に進み市道第2石田橋線との交点に至り、同所より同市道を北に進み延岡南道路との交点に至り、同所より同道路を北東に進みJR日豊本線との交点に至り、同所より同本線を北に進み南延岡駅、延岡駅を経て起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

**宮崎県告示第 764号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第 639号で指定した妙見鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称  
妙見鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

延岡市土々呂町4丁目に所在する県道遠見半島線の妙見橋西詰を起点とし、同所より同県道を東に進み、市道妙見入江巡回線との交点に至り、同所より同市道を南に妙見入江沿いに進み土々

呂庵川線の交点に至り、同所より市道妙見入江巡回線を北へ200メートル進み、同所より海岸線を西へ進み市道櫛津5号線の交点に至り、同市道を東北へ進み市道妙見入江巡回線の交点に至り、同所より妙見入江の第2妙見護岸を北へ進み浦上川河口右岸に至り、同所より同川河口左岸に渡り、同所より第1妙見護岸を東北に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

**宮崎県告示第 765号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第 640号で指定した青鹿鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称  
青鹿鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

児湯郡川南町大字川南字北原篠原橋の西詰を起点として、篠原川を北西に進み町道銀座・大内線との交点に至り、同所より同町道を北東に進み通称掛迫農道との接点に至り、同所より同農道を北東に進み掛迫神社を経て通称掛迫谷を北に上がり町道込ノ口・掛迫線との交点に至り、同所より同町道を北西に進み川南遊学の森県有林の境界線に至り、同所より同境界線を西に進み、川南尾鈴国有林1051林班の防火線に至り、同所より同防火線を北に進み県道尾鈴川南停車場線との接点に至り、同所より同県道を東に進み町道込ノ口・掛迫線との交点に至り、同所より同町道を南西に進み村上町有林入口に至り、同所より山道を300メートル進み町営牧場境界線に至り、同所より同境界線を南に進み町道銀座・大内線との接点に至り、同所より同町道を西に進み、町道掛迫・旭ヶ丘線との交点に至り、同所より同町道を南に進み町道市納・旭ヶ丘線との接点に至り、同所より同町道を南に進み町道登り口・旭ヶ丘線の接点に至り、同所より同町道を東に進み町道弥次郎橋・登り口線との交点に至り、同所より同町道を南に進み県道都農綾線との接点に至り、同所より同県道を南西に進み町道市棚・大内線との接点に至り、同所より同町道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針  
制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

**宮崎県告示第 766号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第 641号で指定した新田鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

新田鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

児湯郡新富町大字新田字新田新町の県道宮崎高鍋線と県道荒武新富線との交点を起点として、同所より県道荒武新富線を西に進み町道佐土原・木城線との交点に至り、同所より町道成法寺・新田原線を北西に進み町道大師山線との交点に至り、同所より町道大師山線を北に進み航空自衛隊新田原基地の境界索に至り、同所より同境界索を東に進み県道宮崎高鍋線との交点に至り、同所より右折して同県道を南に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

## 宮崎県告示第767号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第642号で指定した恩賜県有林鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

恩賜県有林鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

西都市大字南方に所在する地域森林計画西都市第177林班から179林班まで、281林班及び282林班の区域並びに同地区と一ツ瀬川左岸に囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲で自然観察等の場として活用を図る。

## 宮崎県告示第768号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第643号で指定した綾県有林鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

綾県有林鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

綾町大字南俣の県道宮崎・須木線第2南俣橋北詰を起点とし、同所よりスダオ谷を南西に進み稜線に至り、同所より稜線を西に進み三角点(509メートル)に至り、同所より稜線を西に約3キロメートル進み小林市との境界に至り、同所より市町界を北に約3.5キロメートル進み本庄川右岸に至り、同所より同右岸を下流に進みスダオ谷との合流点に至り、同所より同谷を南に進み起点

に至る線に囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、国定公園区域であり公共施設も存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 宮崎県告示第769号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第644号で指定した佐土原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

佐土原鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

宮崎市佐土原町大字下田島の国道10号線と市道松小路江原1号線との交点を起点とし、同市道を西に進み市道松小路江原2号線、市道松小路江原3号線を経て国道219号線に至り、同所より同国道を北に約1.9キロメートル進み市道新町東野久尾線との交点に至り、同所より同市道を北に進み市道今坂東十線との交点に至り、同所より同市道を東に進み市道八日町線との交点に至り、同所より同市道を東に進み県道宮崎・高鍋線との交点に至り、同県道を東に約300メートル進み市道宝塔山公園線との交点に至り、同所より同市道を南に進み市道田中3号線との交点に至り、同所より同市道を東に進み県道宮本・新町線との交点に至り、同所より同県道を東に約3.2キロメートル進み市道野下線との交点に至り、同所より同市道を南に進み市道光ヶ丘梅野通線との交点に至り、同所より同市道を南西に進み市道松小路江原1号線との交点に至り、同所より同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

更新区域は、公共施設や農振地域が存在するため、引き続き関係機関と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 宮崎県告示第770号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第645号で指定した大平山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 鳥獣保護区の名称

大平山鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

小林市野尻町に所在する七郎山山頂を起点として、旧野尻町と旧須木村の町村境の稜線を南東へ進み県有林と国有林の境界に至り、同所から同県有林と国有林の境界の稜線を南及び南東へ進み市道肥前田勝負線との交点に至り、同所から同境界の稜線を南東へ進み青木川に至り、同所から同県有林と民有地の境界を南に進

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

み国道 268号と市道東麓石瀬戸線との交点に至り、同所から同国道沿いに約 100メートル西に進み農道北石瀬戸線との交点に至り、同所から同農道沿いの県有林の境界を南西へ進み県有林と民有地の境界に至り、同所から同境界を西及び北へ進み市道東麓石瀬戸線を渡り、同境界を西及び北へ進み青木川を渡り、同境界を西及び北に進み市道肥前田勝負線との交点に至り、同所から同市道の西側を北に進み県有林と民有地の境界に至り、同所から同境界を北西に進み同市道との交点に至り、同所から同境界を南に進み同市道との交点に至り、同所から同境界を西及び北西に進み宮崎森林管理署庄府国有林3123林班の境界に至り、同所から同林班の南端を北西へ進み同林班の最西端に至り、同所から同林班の西端を北へ進み旧野尻町と旧須木村の町村境の稜線に至り、同所から同境界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 771号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第 646号で指定した日南ダム鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 鳥獣保護区の名称

日南ダム鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市大字酒谷甲字名尾に所在する国道 222号と地区公園（石原橋）との交点を起点とし、同所から同国道を北北西に進み長谷橋、権現津留橋を経て酒谷川左岸（陣之尾橋東詰）との交点に至り、同所から同川左岸を北西に進み国道 222号との交点（深瀬橋西詰）に至り、同所から同国道を西に進み、市道小布瀬向津留線との交点に至り、同所から南西に進み酒谷川右岸との交点（小布瀬橋西詰）に至り、同所から同川右岸を東に進み、国道 222号線との交点（深瀬橋東詰）に至り、同所から旧国道を経て酒谷川右岸の交点（旧陣之尾橋西詰）に至り、同所から同川右岸遊歩道を東に進み、林道権現津留線を経て日南ダム右岸側交点に至り、同所から北北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

自然公園法ほか他法令との連携で、自然と野生鳥獣との調和を図りつつ、当指定区域の優れた生息環境を適切に保持し、区域内の鳥獣の生息環境を損なうことのないよう留意する。

宮崎県告示第 772号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成25年宮崎県告示第 647号で指定した広渡ダム鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和5年10月30日

1 鳥獣保護区の名称

広渡ダム鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市北郷町北河内に所在する広渡ダム左岸側のダム管理道と県道都城北郷線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み板谷橋東詰に至り、同所から旧軌道を北東に進み、宮崎南部森林管理署板谷国有林95林班ろ小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み広渡川右岸との交点に至り、同所から県道都城北郷線との交点（板谷橋西詰）を経て市道築地線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み広渡川右岸（旧県道板谷橋西詰）に至り、同所から南に進み樋の谷川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北西に進み同川上流端（治山ダム）左岸に至り、同所から治山ダムを渡り右岸作業道に至り、同所から同作業道を南東に進み市道北河内割岩線との交点（槻之河内橋西詰）に至り、同所から同市道を南西に進み槻之河内川左岸（砂防ダム）に至り、同所からダムを渡り同川右岸に至り、同所から同川右岸を北東に進み、市道桜橋線との交点を経て市道槻之河内線を北東に進み、広渡ダム右岸側交点に至り、同所からダム管理道を北北東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

自然公園法ほか他法令との連携で、自然と野生鳥獣との調和を図りつつ、当指定区域の優れた生息環境を適切に保持し、区域内の鳥獣の生息環境を損なうことのないよう留意する。

宮崎県告示第 773号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称

差木野特定猟具使用禁止区域（銃）

2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域

国道10号線沿いの旭化成揚水機場を起点とし、同所より東に進み北川左岸に渡河し堤防との交点に至り、同所よりさらに東に進み市道須佐南北線と市道須佐東西3号線との交点に至り、同所より市道須佐南北線を南に進み市道川島須佐線との交点に至り、同所より市道川島須佐線を南に進み堤防との交点に至り、同所より同堤防を下流に進み国道 388号線に架かる川島橋との交点に至り、同所より同橋を渡り北川右岸に至り、同所より同川右岸に沿って上流に進み大峽谷川との交点に至り、同所より同国道を北に進み国道10号線との交点に至り、同所より同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

宮崎県告示第 774号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
山田ため池特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
宮崎市高岡町上倉永に所在する通称「山田ため池」の湛水面区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

**宮崎県告示第 775号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
宇都ため池特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
宮崎市高岡町上倉永に所在する通称「宇都ため池」の湛水面区域
- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

**宮崎県告示第 776号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称  
有田特定猟具使用禁止区域（銃）
- 2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域  
宮崎市大字富吉に所在する鏡田橋の東詰を起点とし、同所から市道富吉・跡江線を東に進み市道生目の杜西線との交点に至り、

同市道を南に進み市道柏原・富吉線との交点に至り、同市道を西に進み六田川右岸に至り、同河川を北に進み起点に至る線によって囲まれた区域

- 3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

**宮崎県告示第 777号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年10月30日から同年11月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
54	県道	酒谷榎原線	日南市大字酒谷字種子田乙1864番1地先から同市同大字字榎ケ久保乙1906番1地先まで	令和5年11月1日

**公 告**

行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）第15条の規定により、令和4年度における不服申立ての処理状況を次のとおり公表する。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

不服申立てに係る処分又は不作為 （ 根 拠 法 令 ）	審 査 庁	不服申立て年月日	審 理 員 意 見 書 提 出 年 月 日	宮 崎 県 行 政 不 服 審 査 会			裁 決 等 年 月 日	裁 決 等 の 内 容
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答申の内容		
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和2年1月14日	令和4年1月28日	令和4年2月22日	令和4年5月23日	棄却裁決は妥当である	令和4年6月14日	棄却
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和2年10月13日	令和4年11月7日	令和4年11月15日	令和5年3月27日	棄却裁決は妥当である	—	—
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和2年10月13日	令和4年11月15日	令和4年11月15日	令和5年3月27日	棄却裁決は妥当である	—	—
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和2年10月13日	令和4年11月7日	令和4年11月15日	令和5年3月27日	棄却裁決は妥当である	—	—
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和3年5月6日	令和4年3月31日				令和4年4月22日	認容

費用返還決定処分 (生活保護法)	宮崎県知事	令和3年 6月11日	-	-	-	-	-	-
特別障害者手当認定請求却下処分 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	宮崎県知事	令和3年 8月5日	令和4年 7月4日	令和4年 9月16日	令和4年 12月21日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 3月17日	棄却
児童福祉法第56条の規定による負担金決定に関する処分 (児童福祉法)	宮崎県知事	令和3年 8月30日	令和4年 5月12日	令和4年 5月26日	令和4年 8月8日	棄却裁決は 妥当である	令和4年 9月20日	棄却
特例給付認定処分 (児童手当法)	宮崎県知事	令和3年 10月19日	令和4年 5月20日	令和4年 6月10日	令和4年 8月8日	棄却裁決は 妥当である	令和4年 11月11日	棄却
費用返還決定処分 (生活保護法)	宮崎県知事	令和3年 10月28日	/	/	/	/	/	取下げ
特別児童扶養手当認定請求却下処分 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	宮崎県知事	令和3年 11月9日	令和4年 6月21日	令和4年 7月5日	令和4年 10月19日	棄却裁決は 妥当である	令和4年 12月23日	棄却
保護申請却下決定処分 (生活保護法)	宮崎県知事	令和3年 11月24日	令和4年 7月8日	令和4年 7月21日	令和4年 11月15日	棄却裁決は 不当である	令和4年 12月12日	認容
運転免許更新処分 (道路交通法)	宮崎県公安委員会	令和3年 12月13日	/	/	/	/	令和4年 8月18日	棄却
介護保険料の減免申請に係る不承認処分 (介護保険法)	宮崎県介護保険審査会	令和3年 12月14日	/	/	/	/	令和4年 6月6日	棄却
運転免許取消処分 (道路交通法)	宮崎県公安委員会	令和4年 1月4日	/	/	/	/	令和4年 8月25日	棄却
銃砲刀剣類許可取消処分 (銃砲刀剣類所持等取締法)	宮崎県公安委員会	令和4年 2月2日	/	/	/	/	令和4年 12月27日	棄却
児童福祉に関する処分	宮崎県知事	令和4年 2月14日	令和4年 9月6日	令和4年 9月30日	令和4年 12月21日	棄却裁決は 妥当である	令和5年 1月31日	棄却
保護変更申請却下決定処分 (生活保護法)	宮崎県知事	令和4年 3月7日	-	-	-	-	-	-
保護変更申請却下決定処分 (生活保護法)	宮崎県知事	令和4年 3月30日	/	/	/	/	令和4年 5月17日	却下
後期高齢者医療療養費不支給決定処分 (高齢者の医療の確保に関する法律)	宮崎県後期高齢者医療審査会	令和4年 3月31日	/	/	/	/	令和4年 8月29日	棄却
行政庁の行為	宮崎県知事	令和4年 4月12日	/	/	/	/	令和4年 6月24日	却下
			/	/	/	/		

費用返還決定処分 (生活保護法)	宮崎県知事	令和 4 年 5 月 9 日	/	/	/	/	令和 4 年 7 月 5 日	却下
身体障害者手帳再交付決定処分 (身体障害者福祉法)	宮崎県知事	令和 4 年 5 月 23 日	令和 4 年 10 月 18 日	令和 4 年 11 月 29 日	令和 5 年 3 月 27 日	棄却裁決は 妥当である	—	—
身体障害者手帳再交付決定処分 (身体障害者福祉法)	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 10 日	/	/	/	/	/	取下げ
障害児福祉手当有期再認定却下処分 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 14 日	—	—	—	—	—	—
出席停止処分 (地方自治法) ※	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 22 日	/	/	/	/	令和 5 年 3 月 27 日	認容
原状回復命令 (宮崎県港湾管理条例)	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 28 日	令和 5 年 1 月 27 日	令和 5 年 2 月 1 日	—	—	—	—
戒告処分 (行政代執行法)	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 28 日	令和 5 年 1 月 27 日	令和 5 年 2 月 1 日	—	—	—	—
一時保護の委託決定に関する処分 (児童福祉法)	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 29 日	/	/	/	/	令和 5 年 3 月 16 日	却下
一時保護の委託決定に関する処分 (児童福祉法)	宮崎県知事	令和 4 年 6 月 29 日	/	/	/	/	令和 5 年 3 月 16 日	却下
介護保険料の賦課決定処分 (介護保険法)	宮崎県介護保険審査会	令和 4 年 7 月 5 日	/	/	/	/	令和 4 年 11 月 17 日	棄却
措置診察のための移送処分 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	宮崎県知事	令和 4 年 7 月 13 日	/	/	/	/	令和 4 年 8 月 30 日	却下
介護保険料の賦課決定処分 (介護保険法)	宮崎県介護保険審査会	令和 4 年 7 月 15 日	/	/	/	/	令和 4 年 11 月 17 日	棄却
後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る処分 (高齢者の医療の確保に関する法律)	宮崎県後期高齢者医療審査会	令和 4 年 7 月 16 日	/	/	/	/	令和 5 年 1 月 18 日	棄却
障がい福祉に関する処分	宮崎県知事	令和 4 年 7 月 19 日	令和 5 年 1 月 13 日	令和 5 年 1 月 24 日	令和 5 年 3 月 28 日	棄却裁決は 妥当である	—	—
保護変更決定処分 (生活保護法)	宮崎県知事	令和 4 年 7 月 25 日	/	/	/	/	令和 4 年 9 月 29 日	却下
保護変更決定処分 (生活保護法)	宮崎県知事	令和 4 年 7 月 25 日	/	/	/	/	令和 4 年 9 月 29 日	却下
保護変更決定処分 (生活保護法)	宮崎県知事	令和 4 年 7 月 25 日	/	/	/	/	令和 4 年 9 月 29 日	却下

介護保険料の賦課決定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審査会	令和4年7月31日					令和4年11月17日	棄却
特別児童扶養手当認定請求却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	宮崎県知事	令和4年8月31日						取下げ
障害児入所給付費負担上限額の決定処分（児童福祉法）	宮崎県知事	令和4年9月8日	令和5年1月27日	令和5年1月31日	令和5年3月28日	棄却裁決は妥当である	-	-
行政代執行処分（行政代執行法）	宮崎県知事	令和4年9月22日	令和5年1月27日	令和5年2月1日	-	-	-	-
特別障害者手当認定請求却下処分（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	宮崎県知事	令和4年11月16日	-	-	-	-	-	-
精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）	宮崎県知事	令和4年12月7日	-	-	-	-	-	-
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和4年12月30日	-	-	-	-	-	-
要介護状態区分の認定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審査会	令和5年1月4日					-	-
一時保護の委託決定に関する処分（児童福祉法）	宮崎県知事	令和5年1月10日					令和5年3月10日	却下
身体障害者手帳再交付決定処分（身体障害者福祉法）	宮崎県知事	令和5年1月26日	-	-	-	-	-	-
介護保険料特別徴収（仮徴収）開始の通知（介護保険法）	宮崎県介護保険審査会	令和5年2月28日					-	-

※地方自治法に基づく審決申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 事業者の名称  
株式会社マツダコーポレーション
- 2 事業者の住所  
延岡市松原町4丁目8931番地2
- 3 事業者の代表者の氏名  
松田 秀人

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称

小林市

- 2 地籍調査を行った期間

平成30年11月1日から令和5年1月20日まで

- 3 地籍調査を行った地域

小林市北西方の一部

- 4 認証年月日

令和5年10月19日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称

西都市

- 2 地籍調査を行った期間

令和元年9月1日から令和5年3月3日まで



3 地籍調査を行った地域  
西都市大字鹿野田の一部

4 認証年月日  
令和5年10月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

小林市

2 地籍調査を行った期間

令和元年11月1日から令和5年1月20日まで

3 地籍調査を行った地域

小林市真方の一部

4 認証年月日

令和5年10月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

令和2年10月1日から令和5年2月28日まで

3 地籍調査を行った地域

延岡市北方町地番区域未の一部

4 認証年月日

令和5年10月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日南市

2 地籍調査を行った期間

令和3年5月1日から令和5年2月24日まで

3 地籍調査を行った地域

日南市大字上方の一部

4 認証年月日

令和5年10月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日南市

2 地籍調査を行った期間

令和3年5月1日から令和5年2月24日まで

3 地籍調査を行った地域

日南市大字酒谷の一部

4 認証年月日

令和5年10月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日南市

2 地籍調査を行った期間

令和3年5月1日から令和5年2月24日まで

3 地籍調査を行った地域

日南市大字伊比井の一部

4 認証年月日

令和5年10月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

えびの市

2 地籍調査を行った期間

令和3年5月1日から令和5年3月3日まで

3 地籍調査を行った地域

えびの市大字末永の一部

4 認証年月日

令和5年10月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

令和3年7月1日から令和5年2月28日まで

3 地籍調査を行った地域

延岡市旭ヶ丘、旭ヶ丘3丁目、旭ヶ丘4丁目

4 認証年月日

令和5年10月19日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和5年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

令和3年7月1日から令和5年2月28日まで

3 地籍調査を行った地域

延岡市北川町川内名の一部

4 認証年月日

令和5年10月19日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 5 年 10 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間  
令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市北浦町三川内の一部
- 4 認証年月日  
令和 5 年 10 月 19 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 5 年 10 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間  
令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市川島町の一部
- 4 認証年月日  
令和 5 年 10 月 19 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 5 年 10 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
綾町
- 2 地籍調査を行った期間  
令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 8 日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
綾町大字南保・大字入野の一部
- 4 認証年月日  
令和 5 年 10 月 19 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量・用地測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市細野
- 3 作業終了日  
令和 5 年 10 月 16 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとお

り公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市東方
- 3 作業終了日  
令和 5 年 10 月 16 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、防衛省熊本防衛支局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
宮崎県串間市（高畑山分屯地内）
- 3 作業終了日  
令和 5 年 8 月 31 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 5 年 10 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る借入物品及び数量  
令和 5 年度普通科・商業高校コンピュータ教室用端末一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当  
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
- 3 落札を決定した日  
令和 5 年 10 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三保電機株式会社 宮崎支店  
宮崎市大塚町宮田2846番地 2
- 5 落札金額  
119,262,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和 5 年 9 月 4 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 5 年 10 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る借入物品及び数量  
令和 5 年度農業・工業高校コンピュータ教室用端末一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当  
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
- 3 落札を決定した日  
令和 5 年 10 月 17 日

- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社南日本ネットワーク  
宮崎市橘通東3丁目6番29号
- 5 落札金額

- 149,820,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年9月4日

## 教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年10月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第5号

本 庁  
各出先機関  
各教育機関

### 宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第4（第11条関係） 出先機関等の長への委理事務		別表第4（第11条関係） 出先機関等の長への委理事務	
出先機関等の長	委 任 事 務	出先機関等の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
8 各県立学校長	(1)～(3) [略]	8 各県立学校長	(1)～(3) [略] <u>(4) 宮崎県高校生留学支援事業補助金 交付要綱（令和5年6月28日定め）に 基づく高校生海外留学支援事業補助金 の支払に関する事務</u>

附 則

この訓令は、令和5年11月2日から施行する。

## 監査委員公告

### 監査委員公告

令和5年3月30日付けで公表した令和4年度包括外部監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年10月30日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子  
宮崎県監査委員 木 下 博 義  
宮崎県監査委員 西 村 賢  
宮崎県監査委員 岩 切 達 哉

--	--